

難聴者の聞こえと生活に ついての実態シンポジウム

報告集

2002年2月10日

主催 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会助成事業

報告集・目次

難聴者の聞こえと生活についての実態調査とシンポジウム

・ 目 次	
・ ご 挨 拶	高岡 正 1

* 実態調査とシンポジウムの意義

ご 挨 拶	片石 修三 2
調査とシンポジウムの経過	森 孝一 3
開 会 式	 5
問題提起	高岡 正 7

第1部 報告・難聴者の聞こえと新国際障害分類

① 難聴者の聞こえと生活についての実態調査報告	
	斎藤正昭・塚田賢信 10
② 関連報告 国際障害分類改定版（ICF）と聴覚障害	
	植村 英晴 34
③ 関連報告 難聴者の聞こえの調査	寺崎 雅子 38

2. 第2部 シンポジウムの報告

① シンポジウムの方向	大沼 直紀 43
② 難聴・言葉が分からない困難	江時 久 45
③ 難聴者に対する身体障害者福祉法によるサービスの現状	
	塚田 賢信 50
④ 難聴者に対する医療	寺崎 雅子 55
⑤ きこえについての質問紙	鈴木 恵子 57
⑥ 聴覚障害をどうとらえるか	植村 英晴 62
⑦ 難聴の理解と聞こえの保障	高岡 正 64
⑧ まとめ・難聴者の聞こえの困難	大沼 直紀 67

3. 資料・調査とシンポジウム

① 難聴者の聞こえと生活の実態調査用紙	 72
② 難聴者の聞こえと生活の実態調査参考文献	 76
③ アンケート配布 協力機関等	 78
④ アンケート自由記述意見	 79
⑤ シンポジウム参加者のアンケート	中森 紀夫 88
⑥ 本事業の今後の課題	森 孝一 89
本委員名&実務委員名	

ご 挨拶

「難聴者の聞こえと生活に関する実態シンポジウム」調査報告書

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 高 岡 正

今年は折しも「アジア・太平洋障害者の10年」の最終年である。政府は、多くの障害者団体の意見を聞きながら、新「障害者基本計画」と新障害者プランの策定を進めています。

こうした新しい障害者の施策を検討しているときに、「難聴者の聞こえと生活に関する実態シンポジウム」の報告書が発行されることは大変意義が大きいと思われます。

第一に、「難聴」という障害を見方を新しく定義していることです。これまで難聴は「聞こえない」障害として説明されてきました。しかし、これでは聞こえない、聞きにくい状態は分かっても、難聴者の抱える困難が理解しにくいものです。難聴は周囲とコミュニケーションが出来ない障害です。社会参加が出来ない障害ということを明らかにしました。

これを、聴覚障害は聴力を表す「デシベル」ではなく、社会参加を求める「ニーズ」で測られるべきだと提案しています。

第二に、難聴者の聞こえに関わる問題は、聴力レベルに関わらず、皆一様であることが明らかにされたことです。

例えば、5、6人が集まる会議では重度の難聴者も軽度の難聴者も理解が難しいことが統計学的に示されました。

難聴者は600万人と言われていましたが、身体障害者福祉法の聴覚障害者は34万6千人（平成13年度厚生労働省身体障害者実態調査）しかいません。これは、聴覚障害者を両耳の聴力レベルが70dB以上と世界各国に比しても非常に高い基準があるからです。WHOでは昨年国際障害分類を改定し、障害を新しく生活機能分類で社会参加の障害と規定しました。上記の提案と合わせて、国の基準の見直しを求めるものです。

第三に、国が新しくこれからの10年間の障害者施策の基礎となる「新障害者基本計画」を策定している今、中途失聴、難聴者の施策を地域、家庭、職場とあらゆる場面で充実させることを求める機会となったことです。

私たちの社会参加は、補聴器と磁気ループや赤外線システムのような補聴援助システム、要約筆記などの情報保障者、問題の解決を支援する補聴器装用士、言語聴覚士、ケースワーカー、障害者ケアマネージャーなどの専門家の配置が必要です。テレビや電話のバリアフリーも急いで充実させる必要があります。

今回の報告書がこれらの観点から大きな力を発揮することを期待しています。

最後に、この事業の助成を頂きました全国労働者共済生活協同組合連合会ならびに調査にご協力いただきました関係者の方々、回答していただいた方々に深く感謝を申し上げます。

ご 挨 拶

厚生労働省 社会参加推進室長 片 石 修 三

難聴者・中途失聴者の方々が日常生活や社会生活を営んでいく上で、最も大きな困難となっているのが、コミュニケーションの確保であります。難聴者・中途失聴者の聞こえと生活について実態調査および研究討議により明らかにされますことは、極めて有意義なことと思います。

障害者の方々の社会参加を進めていくうえでは様々なバリアがありますが、これを乗り越えていくためには、障害者自身の社会参加の意欲と周囲の人々の正しい理解と思いやり、そして行政施策等の社会的支援が必要と考えます。シンポジウム全体を通して、難聴者・中途失聴者の方々のコミュニケーションを円滑に確保していくために難聴者・中途失聴者自身、周囲の人々、そして行政等にそれぞれどのようなことが必要とされるのかを探ることができることを期待しております。

本年は「アジア太平洋障害者の10年」の最終年です。厚生労働省といたしましても、この節目を新世紀の障害者福祉の出発点としてとらえ、平成15年からスタートする新しい障害者基本計画等の策定を行っていくこととしておりますが、コミュニケーションを含む情報バリアフリーについても重要な課題として取り組んでまいります。引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様方のご発展を祈念申し上げましてご挨拶と致します。

調査とシンポジウムの経過

実行委員長 森 孝 一

全難聴はこれまでデシベルダウンの運動をしてきました。聴覚障害者の認定基準を、70 dB（デシベル）から引き下げる運動です。聴力が50 dBや60 dBの人にも聞こえの困難があります。手帳を持たない難聴者にも福祉が及ぶようにし、共に難聴者の運動を進めるためです。

平成15年、新しい社会福祉法が実施されます。世界保健機関（WHO）は、昨年5月「新・国際障害分類」（ICF）を発表しました。今、福祉は大きく変わろうとしています。しかしここには難聴者に対する施策が見えません。

難聴は目に見えない障害です。そのため聞こえの困難が理解されません。会議での話、電話の声は聞こえますが理解できません。聞こえても分からなければ、聞こえないのと同じです。何dBの音が聞こえるかということと共に、聞いたことを理解できるかも問題です。聞こえの実態を明らかにし、施策を求める必要があります。

そこで全難聴は昨年8月、「聴覚障害者生活実態調査と聴覚障害者の生活支援に関するシンポジウム開催事業」を助成してもらうよう厚生労働省に申請しました。

9月に早速実務委員会を発足させ、10月にはアンケート案の検討を始めました。聴力が中度、軽度難聴者を含めた、一般難聴者の聞こえの困難を調べることにしました。このような調査はすでに行われていました。委員の塚田賢信先生、小田原市立病院の寺崎雅子先生、北里大学の岡本牧人先生のグループ・鈴木恵子先生などのアンケートは、私たちのねらいと同じ方向なので、参考にさせていただきました。シンポジウムにも参加いただきました。御礼申し上げます。

これまで全難聴は加盟協会会員に、2回アンケート調査を行いました。これは会員を対象にしましたから、重度難聴者が対象でした。今回は手帳を持たない一般の難聴者の聞こえを調べることにしました。会員は大部分手帳を持っています。会員を対象にすれば調査の依頼も簡単で、回収率を高くすることができます。しかし組織外のところに調査を頼まなければなりません。アンケートの扱いを引き受けてくれるところを探すのに苦労しました。補聴器店、耳鼻科医院、難聴グループなど、手帳を持たない難聴者に関係があるところに、配布をお願いしました。そのためどれだけ調査対象の難聴者に渡されたのか、正確に把握できず、回収率が悪くなりました。

中度・軽度を含めた一般難聴者の生活を調べるので、アンケートには難聴者が普通の「家庭生活」で困っている状態の回答を求める質問を入れました。

春になり鶯が鳴いても聴覚障害者には聞こえません。「沈黙の春」・季節を音で知ることができないのです。淋しいことではありますが諦めます。他方、聞こえが悪いために、生きるコミュニティが

らはみ出してしまうことがあります。これは諦めきれない損失です。難聴者の社会参加に関わるからです。聞こえるか聞こえないかだけでなく、社会との関係で考えることが大事です。アンケートには「家庭外の一般社会生活」や「社会参加の状況」、「コミュニケーション補助機器」についての質問を設けました。社会から疎外されていないか検討するためです。

働く難聴者は、職場で非常に苦勞しているし、仕事をするのは最も大事な社会参加です。この実態があまり明らかにされていません。「職業上」の質問で、仕事に関係する聞こえの困難を尋ねました。東京を中心に一部難聴協会にお願いし、職場で働く難聴者のアンケートを集めました。

11月下旬アンケートの配布依頼をしました。中度・軽度難聴者に関係がある難聴グループ、聴覚障害関係施設、耳鼻科病院にお願いしましたが、配布数が僅かでした。そこで補聴器店にも頼みました。面倒なことなのでなかなか引き受けてくれません。頼めそうな補聴器店に電話をし、やっと扱ってくれるところを探し、用紙を届けに行きました。事務局には用紙の印刷、取り揃えなどご苦勞をいただきました。最終的には500通のアンケートを配布し、12月全難聴事務局に郵送してもらいました。188通の回答をいただきました。結果を意味付ける確かな数です。ご協力ありがとうございました。

12月、厚生労働省からこの事業の助成金決定の通知がありました。27日、「全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）助成事業」として、300万円が交付されました。助成金を支給して下さいった全労済と、この交付のお世話をいただいた、厚生労働省に厚く御礼申し上げます。

年度内の事業なので、時間が短く、慌しい事業でした。年末から年始にかけて、実務委員会では、シンポジウムの計画作成、チラシ作り、PR、メールを頻繁に交換し準備を進めました。事務局に回答の集計をしていただきました。集計したものは、早速塚田先生に分析いただきました。先生は正月の休みを返上して膨大なデータを統計分析し、分かりやすくグラフに表示してくれました。これをもとにシンポジウムの資料集を作りました。2月10日のシンポジウムには資料集印刷など準備もやっと間に合わせ、慌しく迎えました。PRの時間が短く、人が集まるかどうか心配しましたが、参加者が会場一杯なり、大盛況で大感激。報告者、講師の先生方のご奮闘で、充実した会となりました。参加者によいシンポジウムだったと好評をいただきました。

この調査とシンポジウムをもとに、この報告書を作りました。

本委員会の先生方、アンケート依頼に協力いただいた機関、回答いただいた難聴者、事業の事務を担当いただいた全難聴事務局の皆さん、シンポジウムに協力いただいた青年部の会員、実務委員の方々、ご協力ありがとうございました。



難聴者の聞こえと生活についての実態シンポジウム

開 会 式

司会（山口）／おはようございます。今日の「難聴者の聞こえと生活についての実態シンポジウム」をこれから始めますが、私は今日のシンポジウムの司会を担当します山口です。いろいろと不十分な点があると思いますが、よろしくお願いします。このシンポジウムは、非常に大事なシンポジウムで、これまで難聴者という問題が、社会によく理解されていない、と言われてきました。皆さん、ご存知のように、国連の世界保健機関の障害者分類の中に、機能障害、能力障害、社会的な不利益と、3つの基準を設けてますが、医学的な機能障害、聴力神経が壊れていて聞こえないという面が、障害者の基準で重視された関係で、電話、インターホンが使えなくて、コミュニケーションがとれないという能力の障害が、正しく評価されない点を感じてきました。

今度、国際連合で、新しく障害者基準の見直しが行なわれ、そういうときに、このシンポジウムがもたれたことは、タイミングとしても、良いことだと思っています。

難聴者の場合、これから、いろいろな福祉制度も変わり、たとえば介護保険の実施、契約支援制度の実施など、そういう中で、能力障害をどう評価するか、大変難しい問題だと思います。新しい、契約支援制度のなかでも、「コミュニケーションの障害」の項目は、あることはあるのですが、果たしてそれが、難聴者の実態を正確に評価、また統計的に、どう客観的に表せるのかを、このシンポジウムを通して、議論を深めて、これからの福祉を考えていく1つの議論に高めていきたいと思っています。私、司会担当で不十分な点がたくさんあると思いますが、よろしくお願いします。最初に、実行委員長の森孝

一からご挨拶申し上げます。

森／皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、森でございます。

難聴者の聞こえと生活の実態シンポジウムにご参加ありがとうございます。また厚生労働省社会参加推進室長の片石修三様をはじめ、たくさんの方においでいただいております。ありがとうございます。このシンポジウムの意義を皆さんとともに、理解を深めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

難聴は目に見えない障害です。そのため聞こえの困難が理解されません。聴覚障害者の認定基準は70dBですが、聴力が50dBや60dBの人にも聞こえの困難があります。会議での話、電話の声は聞こえますが理解できません。聞こえても分からなければ、聞こえないのと同じです。何dBの音が聞こえるかということと共に、聞いたことを理解できるか、社会活動に参加できるかも問題です。この実態を明らかにするため、全難聴は全国労働者共済生活協同組合連合会の助成金をいただき、本日のシンポジウムを行います。ありがとうございます。

本日は、難聴者の聞こえと生活の実態について、調査の結果をともにご討論をいただき、そして難聴という聞こえの障害の実態を明らかにしてください。平成15年度に実施される社会福祉法、あるいは、世界保健機関(WHO)の、新国際障害分類(ICF)に照らして難聴者の聞こえを保障することの理解を深めていただきたいと思います。本日は、よろしくお願いします。

司会（山口）／順序が少し入れ替わってまして申し訳ないですが、今日の情報保障は、手話通

訳の方、パソコン要約筆記、磁気ループの3つを用意しています。お名前は時間の関係で省略しますが、大変ありがたく思います。

また、資料に書いてあるように、この事業は、全国労働者共済生活協同組合連合会の助成事業として行われます。こういう事業が開かれたことにお礼申し上げます。続いてお忙しいなかを、このシンポジウムにおいでいただいた、ご来賓のお名前を紹介します。順不同で、失礼があればお許しいただきます。

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
施設長 佐藤和夫様
代理 常務理事 宮澤様

全国補聴器専門店認定協会
販売店協会会長 石井喬志様

みみより会
副会長 庄司敏昭様

人工内耳友の会 ACITA
今野 聡様

聴覚障害児と共に歩む会 トライアングル
副会長 吉岡利恵様

GNダナジャパン
社長 木村修造様

東京都難聴児を持つ親の会
副会長 白川さえ子様

全国聴覚障害者親の会連合会
会長 折山 精様

全国難聴児をもつ親の会
副会長 神津郁子様

以上の方にお越し頂きました。ありがとうございました。

もう1度拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

これで、開会の式典を終わり、本題に入りたいと思います。



問 題 提 起

(社) 全日本難聴者・中途失聴団体連合会 理事長 高岡 正



高岡／おはようございます。今年は、アジア太平洋障害者の十年です。

1981 年の国際障害者年からこの 20 年間は、障害者の社会参加が一層進むようになり、情報バリアフリーも少

しずつ前進しています。

多くの障害者の運動により、障害者プランの策定、1993 年の障害者基本法の制定、1998 年の情報バリアフリー社会を目指す障害者白書の発表、障害者等電気通信設備アクセスビリティ指針などが制定されてきました。

また、昨年 6 月には欠格条項を持つ一連の法律が改正されました。これは、今後、障害を持っているからできないのではなく（障害を持つ人＝できない人）、どうしたら職務が遂行できるようになるかという考え（障害を持つ人＝補完手段があればできる人）に切り替える発想の転換が求められます。

私たち中途失聴・難聴者に関わる問題でも、テレビの字幕放送が大きく増加し、ニュースはリアルタイム字幕によってとても臨場感溢れるものになりました。NHKは昨年の大晦日に紅白歌合戦を字幕放送で行ない、昨日始まったソルトレークオリンピックの開会式にも字幕放送が行われました。

私たちの情報保障に欠かせない要約筆記も 1981 年に厚生省の障害者社会参加促進事業のメニューに事業に取り入れられて以来、1998 年には厚生労働省からパソコン要約筆記を含めて要約筆記奉仕員養成講習会のカリキュラムが発表されて、全国各地で要約筆記講習会が開かれています。

一昨年には社会福祉法の法定事業となり、聴覚障害者の支援施策として位置づけられました。

この 20 年間に障害をどう見るかということがずいぶんと変わってきました。つまり、障害を持つ本人にだけ着目するのではなく、障害を持っている人をサポートする制度や環境の整備によって、社会参加を促すというものです。

国際障害者年の 1981 年の前年に国連で国際障害分類というものができました。機能障害・インペアメント、能力障害・ディスアビリティ、社会的不利・ハンディキャップというように分けるものですが、一次障害、二次障害、三次障害というような説明がされることもありました。

この国際障害分類は、医学的身体的リハビリテーションが重視されているという批判があり、昨年の 5 月に世界保健機構 WHO で第二版が改定され、ICF という名前を出されています。その概要は障害を三つの見方で分類しても、相互関連や環境因子を重視するというものです。

これまでは、障害を持つ本人に対してリハビリテーション機能回復訓練を行うことが重点とされていましたが、これをノーマライゼーションというように障害を持った人が社会の中で平等に生きていくための社会環境整備という考えに変わっています。

初めから障害を持つ人がいることを前提にしたユニバーサルデザインという考えに基づく、製品やサービスの提供が企業にも広がってきました。放送や通信のバリアフリーに関する法律はこの考えに基づき、聴覚障害者を放送や通信を利用するのに困難な人として、身体障害者法の聴覚障害とは別にしています。

聴覚障害をどう見るのか、私たち中途失聴・難聴者の福祉は身体障害者福祉法によって行われていますが、これの基準は聴力です。デシベルという単位で表され、両耳とも 70dB の聴力損失があると身体障害者福祉法の聴覚障害 6 級に該当するわけです。

このデシベルは、聴力は聞こえを図る基準、尺度としては良いのですが、そのまま聴覚障害を測る尺度にはなりません。

全難聴はこれまでデシベルダウン運動を行ってきました。それは、聴覚障害、難聴が身体障害者手帳を交付されないような聴力レベルであっても実際の社会の中で色々な不便、不利があるからです。

60dB であっても地域の集まりに参加しても話の輪に加わることが出来ないし、電車のようならうるさいところでの聞き取りも難しいのです。

それで対象者を広げるために、デシベルダウン運動を掲げてきたわけですが、上記のように、障害に対する見方が変わってきていますから、聴覚障害もデシベルではなく、社会参加の困難度を基準に求めることが必要だと思います。

全難聴はこの考えに基づいて、様々な聞こえの難聴者がどういう場面で困難を感じているかを調査しました。

例えば、室内で 5、6 人の集まってにぎやかに話しているところでの聞こえの難しさは、手帳を持っていない人、手帳の 4 級から 6 級の人、1 級から 3 級の人では違いがないということが統計学的に明らかになりました。

同じように走行中の乗用車内の会話や学校のアナウンスなどを調べましたが、手帳を持っていない人と 4 級から 6 級の人とでは差がありません。

聴覚障害を測る基準として、デシベルではなく何を元にしたらよいかということですが、ニーズです。

聞こえの困難な場面で、コミュニケーションの保障が必要ということがニーズです。その強

さや保障の方法には色々な段階、方法があります。

その必要としている人に応じて、補償する考えが必要です。

これはデシベルがこうだから一律にサービスを提供するということではなく、必要に応じて提供するということです。

聞こえの困難な場面で、コミュニケーションの保障が必要ということがニーズです。その強さや保障の方法には色々な段階、方法があります。

その必要としている人に応じて、保障する考えが必要です。

これはデシベルがこうだから一律にサービスを提供するということではなく、必要に応じて提供するということです。

職業を持っている人は高齢で社会との接点が少ない人より補聴器に対するニーズが高いかもしれません。

明年度から、障害者福祉の制度が大きく変わります。

障害者が主体的にサービスを選択できるようになるといわれていますが、障害そのものに対する考え方が変わるものです。

聴覚障害者が主体的にサービスを選択するためには、聴覚障害とは何か、社会参加にどんなサービスが必要かを具体的に明らかにしなくてはなりません。

私たち中途失聴・難聴者は高齢者が多く、地域での生活が基本です。

地域社会で何を求めるのか、障害を持つ本人とそれを支援するサービスとを結びつけるのは誰が担うのか、私たちの「福祉」を再度問い直したいと考えております。

本日のシンポジウムにご多忙の中ご挨拶を頂きました厚生労働省、パネリストの先生方、アンケートにご協力を頂きました方々、アンケートの取りまとめをして下さいました方々に厚く御礼申し上げます。

このシンポジウムは全国労働者共済生活協

